

議案第 83 号

飛騨市山田地域福祉センター条例を廃止する条例について

飛騨市山田地域福祉センター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 6 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市山田地域福祉センターの廃止に伴う廃止

飛驒市山田地域福祉センター条例を廃止する条例

飛驒市山田地域福祉センター条例（平成17年飛驒市条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市山田地域福祉センター条例を廃止する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	飛騨市山田地域福祉センターの廃止に伴う廃止
制定改廃の根拠等	市独自の廃止
条例の概要	<p>飛騨市山田地域福祉センター（以下「福祉センター」という。）は、市民の福祉活動を支援し、地域福祉の増進を図ることを目的として設置されてきたが、令和2年度に新設した飛騨市多機能型障がい者支援センターが福祉センターの機能を引き継いだことから、福祉センターを行政財産から普通財産に用途変更することで活用の選択肢を広げるため、当該条例を廃止するもの。</p> <p>（参考：概算解体費用 30,000千円）</p>
市民への影響等	<p>福祉センターが担ってきた機能を飛騨市多機能型障がい者支援センターが引き継いでいることから市民への影響はない。</p> <p>なお、これまで同施設は各種選挙時の投票所として使用されてきたが、代替施設として神岡町西地内の西公民館を借用予定であるため問題はない。</p>
施行日	公布の日
備考	<p>（施設箇所位置図）</p> <p>神岡町山田2358番地2</p> 